

《TC フォーラム 2025／年頭コメント》 2025 年 1 月

**納税者権利憲章(法)案と納税者支援調整官の法定化、  
そのための議員立法の実現に向けて**

納税者権利憲章をつくる会／TC フォーラム  
石村耕治（共同代表・白鷗大学名誉教授）

申告納税制度のもと、税制や税務は簡素で、納税者にわかりやすいものでないといけません。ところが、現実には、毎年改正され、複雑になる一方です。まさに「簡素」は絵に描いた餅です。複雑な税制や煩雑な税務で、一番とばっちりを受けるのが、従業員を雇い、事業を営む人達(事業者)です。源泉徴収や年末調整、所得税ないしは法人税、消費税などの税務、さらには社会保険関係事務などが過大な負担となっているからです。とりわけ、小規模・零細な事業者には、本業／本来の商い／ビジネスを超えるほどの重荷になっています。

国策として、小規模事業者や農業者、フリーワーカーや高齢者など経済基盤の弱い納税者を大事にし、官民の税務支援を強化する国が増えています。いまや民主主義の価値を大事にする国々では、税務当局が納税者の権利を大事にして税務行政にあたるのが当たり前になっています。

これらの諸国の議会や政府は、納税者権利憲章(法)を制定・公表しています。税務当局が、納税者の権利を大事にする、納税者を「権利の主人公」扱いをする方針を公けにアナウンスするためです。加えて、納税者の苦情を聴く大きな耳を持った独立した機関(苦情処理機関／駆け込み救済機関／オンブズパーソン)を設けています。

ところが、わが国では、いまだ税務当局が、納税者を「義務の主人公」のような扱いを続けています。納税者を「権利の主人公」扱いしようとしていないわけです。こうした状況を変えるには、議会(国会)・政府が公けにした納税者権利憲章(法)が必要なわけです。税務当局も、納税者権利憲章(法)がないから、旧態然とした「文化／カルチャー」に縛られ、変わらないでいるわけです。

\*

\*

\*

わが国には、民間機関がつくった優れた納税者権利憲章がたくさんあります。しかし、国会・政府が制定・公けにした納税者権利憲章(法)はありません。

いまや民主主義の価値を大事にする諸国では、議会(国会)・政府が納税者権利憲章(法)を制定し、かつ、苦情処理機関を設けるのは当たり前になっています。両者はセットで、いわば 1 枚のコインの表裏のような関係で運用されているわけです。

わが国にも、「納税者支援調整官」という国の税務に対する納税者の苦情を聴く税

務当局が設けた仕組みがあります。しかし、税務当局が積極的に PR していないこともあり、その存在は余り知られていません。苦情申出手続も不透明で使い勝手が悪いのです。年次報告書もつくられておらず、活動実績も非公開です。まったくの密室行政で、市民・納税者が、活動実績を知るには、情報公開法を使わないといけないのです。納税者の苦情を聴く耳も小さ過ぎます。しかし、税務当局には自らの力でこの仕組みを刷新しようという意欲はないようです。

納税者支援調整官を、国民・納税者に広く開かれた仕組みに急いで刷新しないといけません。これにより、わが国の「税務当局が主人公／主役」の“文化／カルチャー”を、「納税者が主人公／主役」、「納税者ファースト」に大きく変えないといけません。

刷新には、納税者の権利保護を任務とするアメリカの納税者権利擁護官制度や、お隣り韓国の納税者保護官、納税者保護担当官、納税者保護委員会などの仕組みに学ぶのも一案です。

\* \* \*

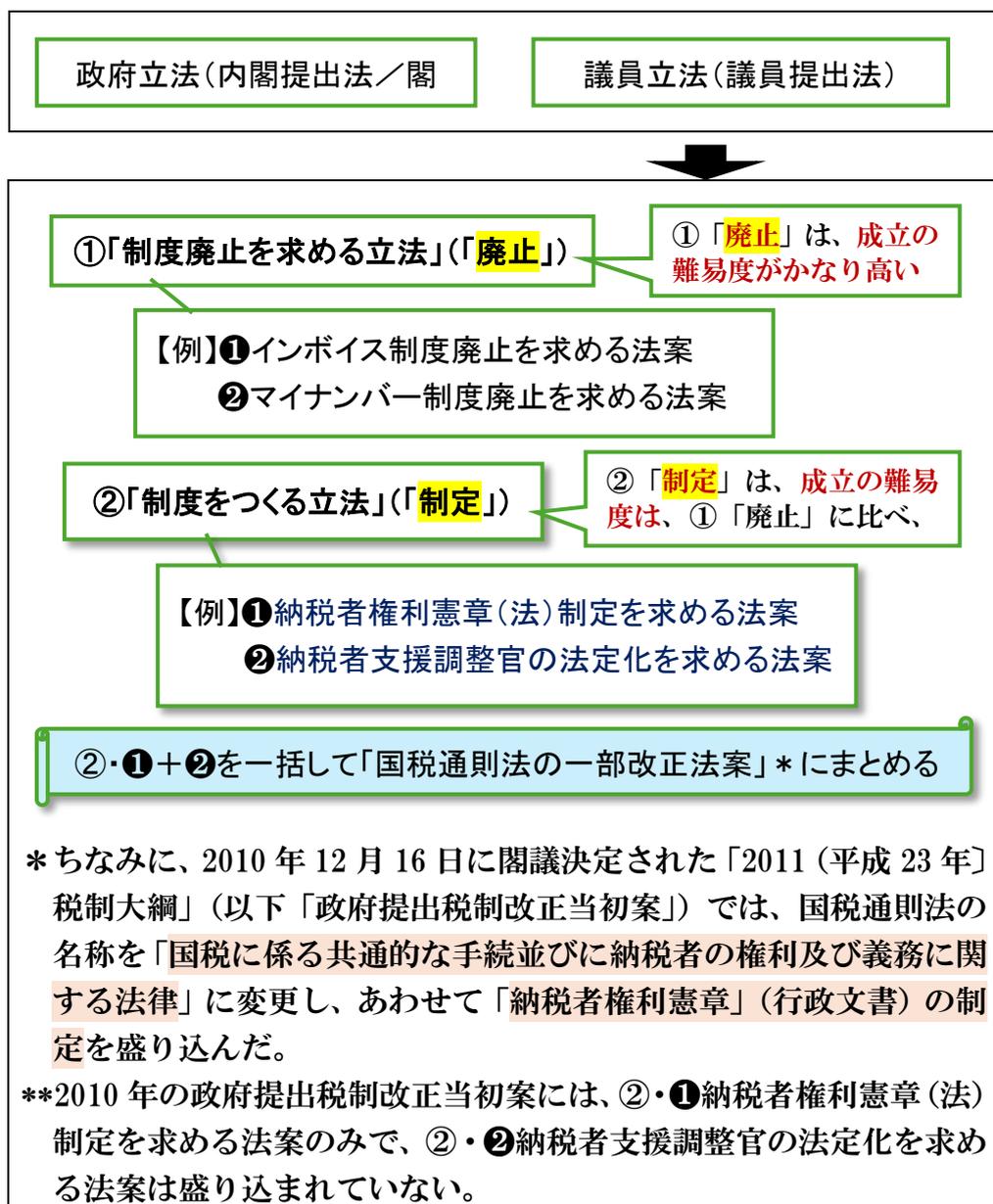
TCフォーラム／納税者権利憲章をつくる会は、「国会・政府が制定・公けにした納税者権利憲章(法)」の実現を目指し、1993 年にできた組織です。TC フォーラムの納税者権利憲章(法)制定運動は、2010～11 年の政権交代(民主党政権樹立)で、その目標達成寸前まで行きました。しかし、政権の変節で頓挫してしまいました。頓挫後も TC フォーラムは活動を続けてきました。しかし、数年前にこの組織の再生を依頼されたときには、「タコつぼ化」し、デジタル化時代にも後れを取り、古色蒼然としていました。その後、TCフォーラムは、ホームページ(HP)を開設するなど、徐々に組織を刷新してきました。しかし、組織創設から 30 年はゆうに過ぎ、埋没感は否めません。

幸いにも、与党が過半数割れになりました。少数与党政権のもと、「政策協議」を通じた政策(議員立法)実現も夢ではなくなりました。しかも、「推し活」政治、SNS 民主主義の台頭で、既存の野党も、目に見える「成果／実利」が求められます。「言うだけ番長」ではいられなくなっています。

まさに今がチャンスです。TC フォーラムは、柔軟でしたたかな戦術が求められます。新たなロビイング(議員立法の陳情／政党・議員への働きかけ)戦術で、納税者権利憲章(法)案と納税者支援調整官の法定化案(国通法改正法案)を早期に実現したいと思います。

TC フォーラムは、納税者権利憲章(法)案と納税者支援調整官の法定化案(国通法改正法案)成立を、**来る参院選での政策上の争点にしたい**と思います。ロビイングのための分かりやすいシナリオの要望書をつくり、「憲章制定の目標を達成し、会の早期解散を目指す！」くらいの勢いで進もうと思います。できるだけ幅広い政党・議員にロビイングをしたいと思います。「言うだけ番長」を卒業し、「当たって砕ける！」くらいのスタンスで大胆にチャレンジしたいと思います。

## ■ 「議員立法」の所在と成立の難易度



### [ポイント解説]

- ・ 立法には、「政府立法(内閣提出法)」と「議員立法」がある( [TC フォーラム研究報告 2022年2号](#) )。
- ・ 「議員立法」は、大きく①「制度廃止を求める立法」(「廃止」)と②「制度をつくる立

法)、「制定」)に分けられる。

- ・ ①「廃止」としては、“インボイス制度廃止を求める法案、や“マイナンバー制度廃止を求める法案、などがあげられる。
- ・ 一方、②「制定」としては、“納税者権利憲章(法)制定を求める法案、や“納税者支援調整官の法定化を求める法案、などがあげられる。
- ・ ①「廃止」と②「制定」を比べると、どちらかという、①「廃止」、つまり制度廃止法案の実現の方が難しい。②「制定」、つまり制度創設法案の方が容易である。
- ・ また、①「廃止」については、瞬発力が実現のカギとなる。ダラダラやっていると、制度は定着し、廃止は至難になるからである。
- ・ TC フォーラムは、②「制定」にかかわる運動をしている。①納税者権利憲章(法)と②納税者支援調整官の法定化を一体として扱い、双方を、「国税通則法改正」(国税通則法／国通法の名称改訂も含む。)の形で②「制定」を進めることにした。

## ■ 議員立法の基礎知識：「プログラム法案」とは何か？

「プログラム法案」とは

特定の政策を実現するための手順や日程などを規定した法律のこと。

プログラム法案の「提出」とは

「政府、国会に〇〇の内容の法律を作らせることを法律で義務付ける」手法

### [ポイント解説]

- ・ 「プログラム法」とは、特定の政策を実現するための手順や日程などを規定した法律である。
- ・ 例えば消費税減税なら、「深刻なインフレ／物価高を乗り越えるために消費税の減税をする。〇月×日までに、政府は、減税に必要な法改正などをしなさい。」という趣旨の法律を作って、国会で可決することになる。
- ・ つまり、「政府、国会に〇〇の内容の法律を作らせることを法律で義務付ける」手法。これが、まさに「プログラム法案の提出」という作法である。
- ・ プログラム法案は、国会で可決されれば、その内容は法的な拘束力を持つ。
- ・ そして、政府・役人、国会はその内容を期日までに実現するために「プログラム」され、動き出さざるを得ない。

- ・ 過去に作られた代表的なプログラム法案としては、「社会保障制度改革プログラム法案」がある。
- ・ 原則として、議員が法律案を提出するには、衆議院では 20 人以上(参議院では 10 人以上)の賛成者が要る。
- ・ 一方、財源・予算を伴う法律案については、衆議院では 50 人以上(参議院では 20 人以上)の賛成者が要る。
- ・ プログラム法案の利点としては、議員立法でできること。それから、そもそも法案提出のハードルが低いということがある。すでにふれたように、議員立法は、「財源・予算」を必要となると、提出に必要な人数が増え、衆院 50 名・参院 20 名が必要になる。消費税の減税の場合は、まさに財源・予算が関係してくる。これが高いハードルになる。ところが、プログラム法案であれば、プログラムを規定すること自体には予算が生じないので、衆院 20 名・参院 10 名で提出が可能になる。
- ・ 立憲はもちろんのこと、先の衆院選の結果 27 人に膨れた国民民主単独でも、理論的には国会提出が可能。
- ・ 納税者権利憲章(法)案、インボイス制度廃止を狙いとされたプログラム法案は、衆院 20 名・参院 10 名で提出が可能。

## ■議員立法が国会で審議に付されるためのコツ

法案は「国対」で選別される。選別・優先基準は？

国民の幅広い要望、支持があるか？集票につながるか？

【**ノー(NO)**】政府立法や他の支持が高い議員立法を優先審議

- ・ “無鑑定”の議員立法案で「アリバイづくり」に奉仕
- ・ 選別に漏れた議員立法は、「棚ざらし」、「過去帳入り」に

### [ポイント解説]

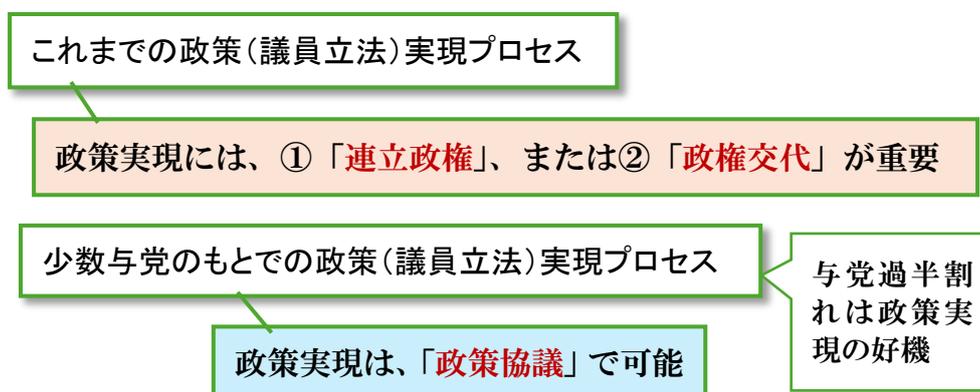
- ・ 議員立法案は、政党や議員につくってもらうことは可能でも、国会各院の「国対」(国会対策委員会)までいかないと、審議されないことを理解しないとイケない。
- ・ 言い換えると、議員立法案は、「国民の幅広い要望、支持」があると、国対までたどり着け、現実の可能性が増す。
- ・ ②「制定」を求める①納税者権利憲章(法)制定を求める法案と ②納税者支援調整官の法定化を求める法案について、「国民の幅広い要望、支持」があるのか？

問われる。しかし、とりわけ②納税者支援調整官の法定化については、一般納税者どころか、事業納税者ですら、あまり知らない。国会議員も同じではないか？

- ・ 国税庁は、2001年6月に、73人以内で「納税者支援調整官」制度（財務省組織規則466条の2）を導入した。現在、担当官を、各国税局・沖縄国税事務所（12）のほか、全国52の税務署に配置している。
- ・ TCフォーラムは、パンフ『納税者支援調整官を使いこなそう』（納税者支援調整官を使いこなそう（TCフォーラムパンフレット））をつくり、広報に努力しているが、その必要性の認識はいまだ低い。
- ・ 国民民主党の「103万円の壁」、「手取りを増やす」政策のように、「国民の幅広い要望、支持」が期待できれば別だが、それが期待できないと、ロビイング（議員立法の陳情／政党・議員への働きかけ）をしても、政党・議員は積極的には動かない。こうした現実があることをしっかりと学び、状況を変える努力をしないとイケない。
- ・ 例えば、「インボイス制度廃止を求める税理士の会（インボイスNOの会）」が掲げる政策は、煩雑な税務事務に苦しむ中小・零細事業納税者に極めて大事で・緊急を要するものである。しかし、このような大事な争点を取り上げた運動でも、「国対」（国会対策委員会）まで持っていけないと、国会審議のそじょうには乗らない。運動は手詰まりになり、インボイス制度は定着し、廃止の時機を失してしまう。議員立法をした、廃止法案をつくった、というアリバイ／足跡だけが残ることになりかねない。運動する側も、議員立法する側も、それこそ「言うだけ番長」に終わりかねない。
- ・ このことから、議員立法の最大のハードルは、一言でいえば、法案を「国対」（国会対策委員会）にまでいき、そこを通過できるかどうかである。
- ・ つまり、法案を、国会の本会議や委員会で審議するかどうかは、一般に「国対」と呼ばれる、国会対策委員会で話し合わせ、合意を得る必要がある。しかし、ここで与野党が一定の合意を見なければ、議員立法は審議にすら入れない。
- ・ だから、行き詰ったときは、一歩引いて、冷静に戦術を見直さないとイケない。
- ・ 「政治の現実」を学び直すことも大事である。
- ・ 国会は、政府提出法案（閣法）を通す、通さないのバトルに明け暮れしている。野党が日程でチャンバラをして「時間切れ引き分け！」を狙うようなことをやっている。だから、優先順位が低い議員立法はさらに後回しになる。プログラム法案ですら、審議にすら入れないのである。
- ・ 法案の当初の提出者が7人とかであってもいい。衆院では、国対でOKが出て、審議に入れる目途がたてば、20人以上いる政党であれば単独、そうでない政党であれば、他の政党とタイアップし超党派の共同提案で、委員会審議に入れる。

- ・ ただ、議員が「本気」でないといけない。「本気」でないと、「国対」のハードルは高く、議員立法の「過去帳」づくりをすることになる。
- ・ 「アリバイづくり」、「法案過去帳づくり」の具体的なストーリーは、次のとおり。議員から、「熱心なロビイング（議員立法の陳情／政党・議員への働きかけ）があったので、議員法制局とタイアップして、プログラム法案（例えば、インボイス制度廃止法案）を仕上げました……。でも、国対通過はムリなので、残念！！」のお告げになるわけである。
- ・ ロビイングを受けた議員には、悪気はないかもしれない。それに、議員の方も、ロビイング／陳情を無視するわけにはいかない。
- ・ 多くの議員は、「アリバイづくり」、「過去帳」づくりに専念する結果にならざるを得ない。ロビイング／陳情した側も、「上級国民の議員と絆がある、議員と話しができた……。 」ことと自己満足してしまいがちである。議員との関係を悪くしない。で、強く求めることをためらう……。
- ・ 再度確認したい。ロビイング（議員立法の陳情／政党・議員への働きかけ）にあたっては、「プログラム法案が、国対を通し、きちんと審議・採決されるように働きかけること」が「一丁目一番地（最優先戦術）」である。
- ・ つまり、政党・議員に、数合わせの他党との連携を含め、国対を通し、国会に提出・委員会審議・採決をしてもらうように粘り強くお願いするのがコツである。

## ■ 少数与党で大きく変わった政策（議員立法）実現環境



### [ポイント解説]

- ・ 先の衆院選では、政党により、政権取りのアプローチは異なった。例えば、立憲は、「政権交代を叫ぶこと」を重視。一方、国民民主は、政策実現をして有権者の信頼

を得て橋頭保を築くこと、「政策協議」を重視。

- ・ この結果、永田町の景色は一変した。立憲は「雄弁、言うだけ番長」の姿勢が際立つようになった。一方、国民民主は実利重視、「手取りを増やす」のキャッチで着実に露出度を高め、党勢を急伸させた。
- ・ これまでの与党過半数割れでなかった国会では「野党が出した議員立法は、慣習としてほぼ審議すらされない」という状態にあった。
- ・ 結果、議員立法は、「アリバイづくり」、「棚ざらし」、「過去帳づくり」が当たり前であった。と言うよりも、そうならざるを得なかった。
- ・ 見方を変えると、ロビイング（議員立法の陳情／政党・議員への働きかけ）する側も、「アリバイづくり」、「棚ざらし」、「過去帳づくり」に積極的に加担してきたともいえる。
- ・ しかし、前回の衆院選を経て、政治状況ががらりと変わった。少数与党の政治状況になった。現在の政治状況では、政権を取れない野党あるいは野党連立が至難でも、少数与党との「政策協議」で政策（議員立法）を実現できるようになった。見方を変えると、「多様な民意を政策に反映できるようになった」といえる。
- ・ ということは、TC フォーラムの①納税者権利憲章（法）制定を求める法案や ②納税者支援調整官の法定化を求める法案のように②「制定」を目指す議員立法実現のハードルは低くなったともいえる。
- ・ 少数与党の統治下、ロビイング（議員立法の陳情／政党・議員への働きかけ）をする側は、相手とする政党・議員を慎重に選ばないといけなくなった。
- ・ つまり、与党過半数割れの長所／現実を使いこなせる政治的資質がある政党や議員をターゲットにしたロビイングが要る。
- ・ インボイス制度廃止法案（消費税法改正法案）はもちろんのこと、納税者権利憲章（法）案&納税者支援調整官の法制化案（国通法改正法案）のプログラム法案は、政党・議員を問わず、やみくもにロビイング（議員立法の陳情／政党・議員への働きかけ）をするだけではダメである。
- ・ ロビイング（議員立法の陳情／政党・議員への働きかけ）をする側も、目利きにならないといけない。各政党や議員のスタンスをよく吟味しないとけない
- ・ ロビイングする側も、政治状況が変化したことの自覚が要る。これまでの政治状況を引きずっている政党や議員であっても、“分かりやすい道しるべ”を用意し、彼

らをどう教化・鼓舞して、闘士にできるかが問われる。

- ・ 消費税のインボイス制度廃止を狙いとした消費税法改正案(議員立法)を例にすると、消費税の減税に断固反対する与党は、当然この議員立法を審議・採決のテーブルに乗せることを拒否する。
- ・ このことから、「国対政治」のハードルを乗り越えるのは至難。(もちろん、与党過半数割れは、このハードルを乗り越えるチャンスだが・・・。)
- ・ ところが、雄弁、言うだけ番長の政党・議員は、「政治とカネ」のようなテーマの方が、庶民受けすると思っているきらいがある。
- ・ 「インボイス制度廃止」のテーマはストレートに集票につながらない、と思っているのではないか??)納税者権利憲章(法)案ではどうだろうか?納税者支援調整官の法定化ではどうだろうか?
- ・ もちろん、インボイス制度廃止法案(消費税法改正法案)、納税者権利憲章(法)案、納税者支援調整官の法制化案(国通法改正法案)のプログラム法案は、「継続」をねらって、毎回、国会に提出し続けることは大事である。
- ・ ただ、「国対政治の壁」を乗り越えられないといけない。ロビイング(議員立法の陳情/政党・議員への働きかけ)の回を重ねても、この「壁」を乗り越えられないと、実現の可能性は低い。
- ・ とりわけ、インボイス制度廃止法案(消費税法改正法案)のような②「廃止」を狙う法案には「匂」があり、「継続」を難しくする。

## ■ いわゆる「推し活」(ファンダム)政治(選挙)の台頭と評価

「インボイス制度の廃止を求める税理士の会」の「推し活」手法の精査

X(旧ツイッター)やユーチューブ、HPを駆使して、公開質問や賛同者などを募る方法

### [ポイント解説]

- ・ TC フォーラムの運営委員でもある菊地純税理士が主宰する「インボイス制度の廃止を求める税理士の会(インボイスNOの会)」は、X(旧ツイッター)やHPを駆使し、先駆的な運動を続けている。つまり、SNSメディアを活用し、フィクサーとして君臨してきた既存のメディア、伝統メディアに頼らない政治手法をエスカレートさせた。
- ・ インボイスNOの会は、次のように、公開質問状や賛同者を募り、先の衆院選では、

インボイス廃止に向けた投票行動を促している(<https://x.com/taxlawyer2022>)。

インボイス制度の廃止を求める税理士の会は、衆議院選挙に向け公開質問状を 10 月 8 日各政党へ送付しました。10 月 17 日までに回答を求めたところ、6 つの政党より回答がありました。到着順にここに公開します。各政党のインボイスに対する方針がよくわかります。投票行動に生かして行きましょう。

- ・ そもそも「推し活(おしかつ)」とは、自分のイチオシを決めて、応援する活動をさす。語源は、熱狂的なアイドルファンが自分の好きなアイドルを「推し」と呼んだことが始まりである。英語では「ファンダム/fandom=fan + kingdom」。政治(選挙)の世界でも推し活がエスカレートしている。「推し活」政治(選挙)の今後は不透明であるが。
- ・ いまや、いわゆる「推し活(ファンダム/fandom)」が政治(選挙)を動かす時世である。「推し活」政治(選挙)の成功体験としては、SNS を使った国民民主の「103 万円の壁」、「手取りを増やそう」の政治キャンペーンが話題をさらっている。兵庫県知事選挙も「推し活」政治(選挙)とされる。
- ・ 共産党(<https://www.jcp.or.jp/oshikatu/>)を含め、各政党や政治家は、いわゆる「推し活」(ファンダム)政治(選挙)に熱をあげている。SNS 民主主義が流行りだ。
- ・ インボイス NO の会は、24 年 10 月 17 日現在、「推し活」投稿には 127 万もの PV(閲覧)があったという。また、各政党へのアンケート回答は圧倒的にインボイス制度「廃止賛成」だった、と成果を公表した。
- ・ 税理士の平均年齢は 60 歳以上、「デジタルデバインド(情報技術格差)」が問われる年代である。大部分の PV(閲覧)は、非税理士であったのではないか？ということとは、中小・零細事業者のみならず、多くの生活者もインボイス制度廃止に賛成していたと思われる。
- ・ にもかかわらず、インボイス制度廃止法案は、国会の政党間での「政策協議」のそじょうに乗ることはなかった。
- ・ インボイス NO の会のロビイング(議員立法の陳情/政党・議員への働きかけ)「戦略」はよかったが、「戦術」に今一つ工夫が必要だったのかも知れない。つまり、少数与党政権のもとでの政策実現のための推し活戦術の中身が今一つだったのではないか？
- ・ もちろん、「推し活」政治やロビイングには功罪(毒と効用)がある。ポピュリズム(大衆迎合主義)、マインドコントロール(熱狂)、自由・公正な選挙、フェイク誘導など、解決されなければならない課題も多い。
- ・ ただ、いずれの議員立法/プログラム法案でも、「推し活」で SNS のそじょうに乗れ

ば、野党は完全に無視できまい。その動きを注視するはずである。

## ■ 少数与党政権のもとでの TC フォーラム議員立法の進め方

[戦術 1.0] 定例の運営会議・政策版協会・学習会などのスケジュール運動の活発化

[戦術 2.0] SNS や HP を使った「推し活」立法キャンペーン活用

[戦術 3.0] 少数与党政権化での「政策協議」での政策（議員立法）実現に向けたロビイング（議員立法の陳情／政党・議員への働きかけ）戦術の清廉化

[戦術 4.0] 総務省行政監察局、参議院行政監視委員会委員長などへのロビイングの開始

### [ポイント解説]

- ・ わが国には、民間機関がつくった優れた納税者権利憲章がたくさんある。しかし、国会・政府が制定・公表した納税者権利憲章（法）はない。
- ・ TC フォーラム／納税者権利憲章をつくる会は、「国会・政府が制定・公表する納税者権利憲章（法）」の実現を目指し、1993 年にできた組織だ。
- ・ 2010～11 年に、政権交代があり、納税者権利憲章（法）の制定寸前までいったが、政権の変節で頓挫した。
- ・ 頓挫後も TC フォーラムは活動を続けていた。しかし、数年前にこの組織の再生を依頼されたときには、「タコつぼ化」し、デジタル化時代にも後れを取り、古色蒼然としていた。
- ・ その後、TC フォーラムは、HP を開設するなど、徐々に組織刷新はできた。しかし、この組織は創設から 30 年はゆうに過ぎ、埋没感は否めない。そろそろ賞味期限が過ぎている感じもする(ー;)！！
- ・ 「目標を達成し、会の早期解散を目指す！」くらいの勢いが要る。このためには、与党過半数割れのチャンスを活かせる力量ある組織にまで刷新しないといけない。
- ・ TC フォーラムは、早期に納税者権利憲章（法）案や納税者支援調整官の法制化案（国通法改正法案）を実現するには、「言うだけ番長」になるのではなく、「当たって砕ける！」くらいのスタンスで臨まないといけない。

### [戦術 1.0]

- ・ TC フォーラムは、久しく定例会議・学習会・勉強会を開催するスケジュール運動を続けてきた。もちろんこうした運動は大事である。さらなる強化が要る。がしかし、こうした従来型の運動だけでは、新たな展望が開けない。
- ・ TC フォーラムは、税務調査で苦しむ事業者と事業者の税務支援をする税理士が主役で、「生活者」が主役となる形には成長できていないきらいがある。この点は、何度も指摘している。会員や運営委員の頭の切換えは至難だが、納税者権利憲章(法)案や納税者支援調整官の法制化の実現には、納税者全般を包み込めるように、超党派のしなやかな組織の再構築、柔軟でしたたかな運動が求められる。
- ・ TC フォーラム、その傘下の会員団体は、新たな視点からの民間ベースの納税者権利憲章の刷新案を出して高い目標を掲げることは好ましいことである。ムシ口旗運動の成長、勢いは大事であるからだ。
- ・ しかし、この政策課題では、もっぱら事業者保護のスタンスが目立つ。納税者権利憲章法案や納税者支援調整官の法制化案(国通法改正法案)の実現で、生活者(給与所得者など)である納税者のスタンスがどう変わるのか説得力が今一つである。
- ・ TC フォーラムの納税者権利憲章法案や納税者支援調整官の法制化案(国通法改正法案)に必要性への理解を広げるには、「手取りが増える」のような生活者からの幅広い支持につながるようなキャッチ／戦術を考案するのも一案である。もう少し生活者の実利にも力点を置いた積極的な運動を展開できれば、実現にプラスになるのではないか。

### [戦術 2.0]

- ・ TC フォーラムは、納税者権利憲章法案や納税者支援調整官の法制化案(国通法改正法案)のプログラム法案のロビイング(議員立法の陳情／政党・議員への働きかけ)にあたっては、SNS などによる「推し活」戦術を併用するのも一案である。
- ・ ただ、インボイス制度の廃止を求める税理士の会(インボイス NO の会)の「推し活」戦術が成功体験につながっていない現実も、精査の一助としないといけない。
- ・ 若い人たちからの TC フォーラムの国通法改正法案への理解が得られなければ、ロビイングしても、政党・議員は、真摯に動かないのではないか? 「棚ざらし法案」、「過去帳法案」になる可能性をどう低くするか、知恵を絞らないといけない。
- ・ 事実、若い層はほとんどこの法案の存在を知らないのではないか? 若い人たちに、

TC フォーラムの運動や政策を知ってもらうには、SNS などニューメディアを使った「推し活」戦術の効用を無視してはならない。ホームページ(HP)の活用だけでは十分ではない。

- ・ 過去に、TC フォーラムは、ホームページ(HP)に「タンポン課税」や「ギグワーカー課税」の研究報告をアップしている。この HP アップ記事を読んで、関連する市民団体(NPO)がコンタクトしてきたこともある。しかし、TC フォーラムは、「事業者の税務調査」云々の方にはしか関心がなく、市民団体の方が TC フォーラムは「言うだけ番長なんだ！！」とわかって、相手方が関心を失いタイアップできなかつた経緯がある。人手不足もあるが、TC フォーラムの「文化／カルチャー」を変えるのは、税務当局の「文化／カルチャー」を変える以上に至難なのが現実である。
- ・ それに、「デジタルデバイド(情報技術格差)」問題も深刻である。SNS などニューメディアを使った「推し活」戦術を進めるのは、TC フォーラムの「身の丈」を考えないといけない。

### [戦術 3.0]

- ・ 政党・議員は超多忙だ。押し寄せるロビイング選別も必要になってくる。でも、彼らに、集票の面からも、TC フォーラムのロビイングを無視できない。「アリバイづくり」だけでスルーできない、と実感させることがコツである。
- ・ TC フォーラムは、超党派の組織であり、できるだけ多くの「政党・議員に、数合わせの他党との連携を含め、国対を通し、国会に提出・委員会審議・採決をしてもらうように」お願いするのが、ロビイング戦術の一丁目一番地である。
- ・ 加えて、TC フォーラムは、政党・議員が「国対政治」の壁を乗り越えられるように、HP はもちろんのこと、SNS などのニューメディアを駆使した「推し活」での世論づくりも頑張らないといけない。
- ・ 少数与党政権のもとでは、「政策協議」を通じて、政策(議員立法)実現のチャンスが出てきた。新たなロビイング(議員立法の陳情／政党・議員への働きかけ)戦術で、早期実現をめざさないといけない。
- ・ TC フォーラムは、ロビイング(議員立法の陳情／政党・議員への働きかけ)のため、納税者権利憲章(法)案や納税者支援調整官の法制化案(国通法改正法案)の必要性を分かりやすい要望書にまとめ、来る参院選で運動目的を達成する意気込みで臨むものとする。

- ・ 説得力あるシナリオで、一文一文短く、わかりやすい文体の要望書ではないといけない。ロビイングしている TC フォーラム側ですらスムーズに読めないような要望書ではダメである。政策(議員立法)の陳情を受けた議員の側も躊躇するはずだ。

#### [戦術 4.0]

- ・ 加えて、納税者支援調整官の法定化案(国通法改正法案)については、すでに総務省行政監察局への意見 / 要望の提出 (<https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>) を行っている。提出した意見の行方が気になるところである。
- ・ さらに、納税者支援調整官の法定化案(国通法改正法案)については、参議院行政監視委員会の委員長や委員などへのロビイングをする必要がある。

#### 《TC フォーラムの2つのWG》

◎ **議員回りチーム** [正式名称: 納税者権利憲章(法)案超党派議連つくりワーキンググループ(WG)]

[任務] ①納税者権利憲章(法)案 + ②納税者支援調整官の法制化案のパッケージ(包括的国通法改正法案)の議員立法の実現に向けてロビイングをするWG]

[責任者] 益子良一(座長) 菊池純(座長代理)

◎ **調整官刷新会議** [正式名称: 納税者支援調整官刷新会議(WG)]

[任務] 諸外国の納税者オンブズパーソン制度を精査し、現行法内での納税者支援調整官の刷新案 / 法定化(「調整官刷新案」)のたたき台作成の作業をする(WG)。

[責任者] 石村耕治(座長) 平石共子(座長代理)



■ 国会衆院委員会部 (public use)